

保育料のご案内 (保育認定 0～2歳児クラス児童)

1. 保育料の決定方法
2. 保育料の表
3. 月途中での入退園
4. 納付方法

1. 保育料の決定方法

保育認定を受けている0～2歳児クラスの児童の保育料は、原則として父母の市町村民税所得割額の合計をもとに決定します。父母の所得の状況により、他の同居者(祖父母など)の市町村民税所得割額も含めて決定することがあります。

保育料の算定は、年2回(前期・後期)に分けて行います。保育料算定の基礎となる市町村民税は以下のとおりです。

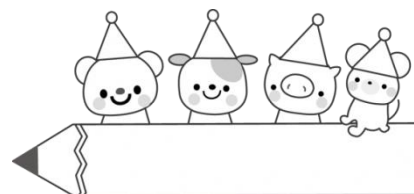
保育料	前期 (4月から8月分)	後期 (9月から翌年3月分)
市町村民税の年度	前年度の市町村民税	今年度の市町村民税

また、以下の児童は保育料は無料です。

- ・保育(2号)認定を受けている3～5歳児クラスの児童
※2歳児クラスで保育認定を受けており年度途中で3歳となる場合は、翌年度(3歳児クラス)の4月分から保育料が無料となります。
- ・教育(1号)認定を受けている児童



2. 保育料の表



お子さんが第1子の場合

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額（円）	
階層区分	定 義	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0	
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	
C	C 1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600 円未満の世帯 (ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯)	18,000	17,000
		(8,500)	(8,000)
	C 2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 48,600 円以上 57,700 円未満の世帯 (ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯で市町村民税所得割の額が 48,600 円以上 77,101 円未満の世帯)	27,000	26,000
		(9,000)	(8,500)
	C 3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 57,700 円（ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯は 77,101 円）以上 97,000 円未満の世帯	27,000	26,000
	C 4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	32,000	31,000
C 5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	36,000	35,000	
C 6 A階層を除き、市町村民税所得割の額が 301,000 円以上の世帯	37,000	36,000	

留意点

- 市町村民税所得割額は、税額控除前の市町村民税所得割額から調整控除のみを控除した額です。**調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除)は適用しません。**
- 修正申告や更正により市町村民税額が変更となった場合、**修正申告等が行われた日の翌月から、保育料が変更となる場合があります。**
 ※申告書の写しや住民税更正通知の写しを子育て支援課へご提出ください。
 ※未申告の場合は、保育料を最高額で決定する場合があります。

お子さんが、最年長のお子さんから数えて第2子以降の場合

階層区分	定義	第1子	第2子	第3子
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円		
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0円		
C	C1 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円未満の世帯	2ページに記載の保育料	無料	
	C2 A階層を除き、市町村民税所得割の額が48,600円以上57,700円(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯は77,101円)未満の世帯			
	C3 A階層を除き、市町村民税所得割の額が57,700円(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯は77,101円)以上97,000円未満の世帯		2ページに記載の保育料の	無料
	C4 A階層を除き、市町村民税所得割の額が97,000円以上169,000円未満の世帯		半額	
	C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が169,000円以上301,000円未満の世帯			
C5 A階層を除き、市町村民税所得割の額が301,000円以上の世帯				

留意点

- (1) 第1子のお子さんは、2ページに記載の保育料がかかります。
- (2) 最年長のお子さんから数えて第2子のお子さんは、保育料は半額となります。
なお、C1階層～C2階層の一部に該当する場合は無料となります。
- (3) 最年長のお子さんから数えて第3子以降のお子さんは、保育料は無料となります。

<ひとり親世帯または在宅障害児（者）のいる世帯の場合の申請について>

・ひとり親世帯の場合 ※要申請

ひとり親世帯(離婚(注)・死別・未婚)である場合に適用されます。

※婚姻届出はしていないが生計を一にする方がいる(いわゆる事実婚である)場合は、ひとり親世帯に該当しません。

必要書類	(新規入園の場合) 教育・保育給付認定申請書 (在園中の場合) 教育・保育給付認定の変更申請書(兼)内容変更届
------	--

注 離婚協議調停中である場合等

離婚協議調停中であるなど、離婚が成立していない場合は、ひとり親世帯には該当しませんが、離婚の相手方は含めずに保育料を決定します。

必要書類	上記申請書に加え、 離婚協議調停中であることがわかる書類(調定期日呼出状や弁護士の証明書等)
------	---

・在宅障害(児)者がいる世帯の場合 ※要申請

生計を一にする方のうち、障害のある方がいる場合に、適用されます。

障害のある方:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給している方、障害基礎年金を受給している方

必要書類	(1) (新規入園の場合) 教育・保育給付認定申請書 (在園中の場合) 教育・保育給付認定の変更申請書(兼)内容変更届
	(2) 療育手帳の写し ※身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当を受給している方、障害基礎年金を受給している方は手帳や証書の写しは不要ですが、市で状況が確認できない場合に提出を求めることがあります。

3. 月途中での入退園

月途中で入退園した場合の保育料は、在籍日数に応じた金額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします。

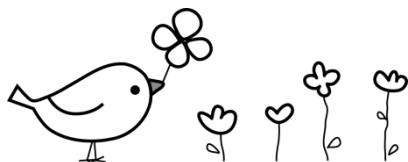
(1) 月途中入所: 基準月額×入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(2) 月途中退所: 基準月額×退所日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

4. 納付方法

(私立認定こども園) 各園に納付してください。 ※納付方法は各園により異なります。

(私立保育園、公立園) 口座振替または納付書による現金納付
納期限: 毎月25日(休日の場合は翌営業日)



お問い合わせ 七尾市子育て支援課 保育支援グループ 電話 (0767)53-8419
--